

平成24年3月15日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 竹田 正彦 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 三田村 緒佐



## 占用許可申請に対する意見書

(野洲川河川公園)

平成23年6月29日付け国近整琵琶調第13号にて意見照会の  
ありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申い  
たします。

### 占用許可申請施設の概要

施設 の 名 称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸8.254km～10.55km地点)
主 な 施 設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、 ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場
申 請 者	野洲市
占 用 面 積	139,181.10㎡

## 1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。

施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、老若男女の利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。施設利用者数は、年間約6万1千人（平成22年度）でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえ、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えている。

前回意見書（平成20年3月19日付け）において、「施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。」旨意見を付したところである。

前回意見書に対し、検討が一部進められている点は評価できるが、対応が不十分な点もあり、引き続き検討が必要であると考えている。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考えている。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考えている。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。

## 2. 検討の経緯

平成23年 6月29日		意見照会書の受理
平成23年 6月29日	委員会	占用許可施設の現地調査
平成23年 8月31日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による占用許可施設の審議
平成23年10月12日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成23年12月14日	委員会	委員による占用許可施設の審議
平成24年 1月30日	委員会	委員による意見書（素案）の審議
平成24年 2月28日	委員会	委員による意見書（原案）の審議

## 3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書

以上

●少数意見

- ① 淀川水系河川整備計画では、河川敷利用施設は地域と川の関わりを踏まえながら、「縮小」していく事を基本とするが、自治体、利用者、地域住民等の意見を聞きながら判断することとする策定内容を重視すべきであろう。
- ② 行政等の主導によるトップダウン的な流域管理（河川利用施設）から流域住民、利用者によるボトムアップ的な流域管理（河川利用施設）といった流域ガバナンスが必要であろう。